$F_n$　平成 n 年度に発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るもの（平成 14 年度から平成 17 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

$G_{14} = 0.019$

$G_{15} = 0.019$

$G_{16} = 0.019$

$G_{17} = 0.017$

$H_n$　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額（平成 12 年度から平成 17 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

$I_{12} = 0.068$

$I_{13} = 0.069$

$I_{14} = 0.032$

$I_{15} = 0.032$

$I_{16} = 0.032$

$I_{17} = 0.028$

$J_n$　平成 n 年度において発行を許可された河川等関連公共施設整備促進事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るもの及び新産業都市等建設事業債又は首都圏等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として平成 12 年度から平成 14 年度までの各年度において発行を許可された地方債を除く。）の額に相当する額

$F_n$　平成 n 年度に発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るもの（平成 14 年度から平成 17 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

$G_{14} = 0.019$

$G_{15} = 0.019$

$G_{16} = 0.019$

$G_{17} = 0.017$

$H_n$　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額（平成 11 年度から平成 17 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

$I_{11}$　ア　平成 11 年度市場公募都道府県に係るもの　0.073

イ　平成 11 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.074

$I_{12} = 0.068$

$I_{13} = 0.069$

$I_{14} = 0.032$

$I_{15} = 0.032$

$I_{16} = 0.032$

$I_{17} = 0.028$

$J_n$　平成 n 年度において発行を許可された河川等関連公共施設整備促進事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るもの及び新産業都市等建設事業債又は首都圏等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として平成 11 年度から平成 14 年度までの各年度において発行を許可された地方債を除く。）の額に相当する額

$K_{11}$　ア　平成 11 年度市場公募都道府県に係るもの　0.011